

食料・農業・農村政策審議会 企画部会 議事次第

日時：平成26年2月25日(火)

10時00分～12時00分

場所：農林水産省 講堂

- 1 開会
- 2 当面の企画部会の進め方
- 3 食料の安定供給の確保に関する施策についての検証①
(基本法第16条及び第17条)
- 4 新たな基本計画の検討における国民からの御意見・御要望の募集及び
現場の声・実態の把握について
- 5 その他
- 6 閉会

当面の企画部会の進め方(案)

夏までの間、現行基本計画の検証を以下のとおり進め、これを踏まえて議論を深めるべき論点を整理してはどうか。

1. 検証の進め方

(1) 施策について

基本法制定以降の施策展開も含め、基本法に掲げられた政策理念との関係等も踏まえて、基本法の条文ごとに検証する。

(2) 政策目標や展望などについて

食料自給率目標や農業構造や経営の展望、農地面積の確保等に関する目標の達成状況や目標達成・未達の要因等について検証する。

2. 夏までの企画部会のスケジュール

第2回企画部会(2月25日)

○当面の企画部会の進め方

○食料の安定供給の確保に関する施策についての検証①(基本法第16条及び第17条)

○新たな基本計画の検討における国民からの御意見・御要望の募集及び現場の声・実態の把握について

第3回企画部会(3月頃)

○食料の安定供給の確保に関する施策についての検証②(基本法第18条～第20条)

○食料自給率目標(カロリーベース、生産額ベース、飼料自給率)、品目ごとの生産数量目標(単収、作付面積等を含む)、全国の延べ作付け面積・農地面積・耕地利用率の目標の達成状況とその要因分析・検証①

※ このほか、食料・農業・農村白書の骨子(案)の議論、「有機農業の推進に関する基本的な方針」についての答申

第4回企画部会(4月頃)

○食料自給率目標(カロリーベース、生産額ベース、飼料自給率)、品目ごとの生産数量目標(単収、作付面積等を含む)、全国の延べ作付け面積・農地面積・耕地利用率の目標の達成状況とその要因分析・検証②

○構造展望、経営展望の達成状況とその要因分析・検証

○農業の持続的発展に関する施策についての検証①(基本法第21条～第28条)

※ このほか、食料・農業・農村白書の概要(案)、本文(案)の議論

第5回企画部会(5月頃)

○農業の持続的発展に関する施策についての検証②(基本法第29条～第33条)

第6回企画部会(6月頃)

○農村の振興に関する施策についての検証①(基本法第34条及び第35条)

第7回企画部会(7月頃)

○農村の振興に関する施策についての検証②(基本法第36条)

○団体の再編整備等に関する施策についての検証(基本法第38条)

※ スケジュールは、今後の議論の状況等に応じて変更される可能性。

食料の安定供給の確保に関する施策についての検証① (基本法第16条及び第17条)

食料の安全性の確保等 (基本法第16条第1項)	・ ・ ・ ・ ・	1
食品表示の適正化等 (基本法第16条第1項)	・ ・ ・ ・ ・	2
食料消費の改善等 (基本法第16条第2項)	・ ・ ・ ・ ・	3
食品産業の健全な発展 (基本法第17条)	・ ・ ・ ・ ・	4

食料の安全性の確保等（基本法第16条第1項）

【凡例】

- 基本計画に基づく施策を青色で示すとともに、「主な制度等」と「講じた措置」の記載内容が対応している場合は濃い青色で示している。
- その時々の方策課題を踏まえて策定されたプラン等とそれに基づく取組については、青以外の色で対応関係を示している。

○ 食料・農業・農村基本法（平成11年）

（食料消費に関する施策の充実）

第16条 国は、食料の安全性の確保及び品質の改善を図るとともに、消費者の合理的な選択に資するため、食品の衛生管理及び品質管理の高度化、食品の表示の適正化その他必要な施策を講ずる。

○ 現行基本計画の概要

- 「後始末より未然防止」の考え方を基本とし、国産農林水産物や食品の安全性を向上（危害要因の含有実態調査と取組指針の提示等）
- 安全な生産資材（肥料・農薬・飼料・動物用医薬品）の確保と適正使用の推進
- 高度な取組内容を含む農業生産工程管理（GAP）の共通基盤づくりの推進、中小規模層でも低コストで導入できるHACCPの手法の構築・普及等

情勢の変化等

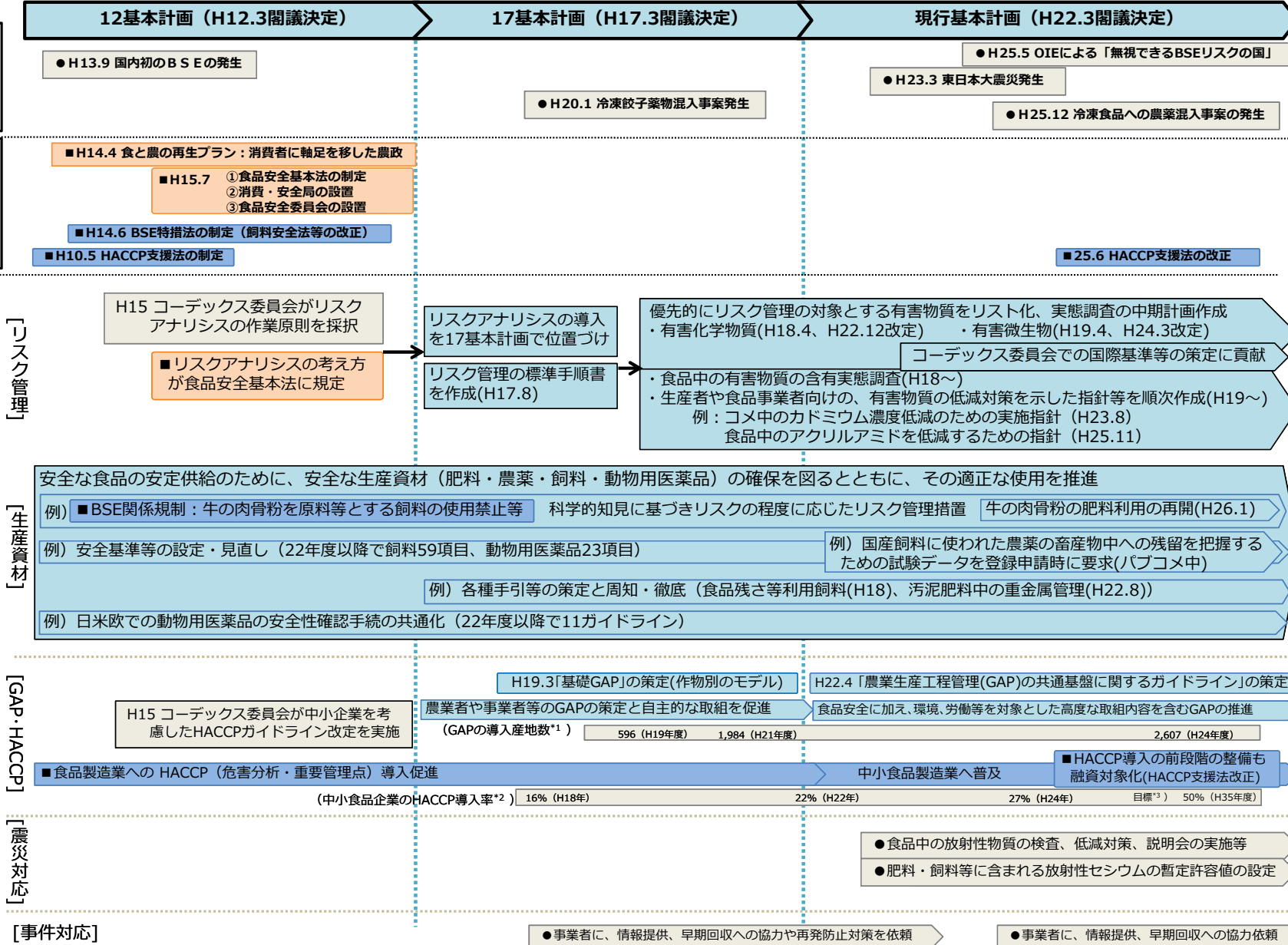
主な制度等

「リスク管理」

「生産資材」

「GAP・HACCP」

「震災対応」



これまでの評価と課題等

- 「後始末より未然防止」の考え方を基本に、国際的な枠組（リスクアナリシス）と整合したリスク管理を継続することが必要。最近の科学により存在が明らかになった新たな有害物質（カビ毒配糖体、グリシドール脂肪酸エステル）等について、含有実態調査や低減指針の作成に取り組むべきではないか。また、これまでに作成した低減指針等による効果を検証すべきではないか。
- 安全な食品の安定供給のために、安全な生産資材の確保とその適正使用の推進を継続することは必要。科学的知見に基づき安全で効果の高い生産資材をより早く提供できるよう、動物用医薬品や農薬等の審査の迅速化や、データの国際共通化等をどのように推進すべきか。
- GAPの導入産地数が着実に増加しているデータはあるが、都道府県、JA、民間団体など、それぞれレベルの異なる内容のGAPが策定されている現状をどのように評価し、今後の課題をどうとらえるべきか。
- 食品の安全性向上や今後の輸出促進の加速化等の観点から、食品製造業の大宗を占める中小企業のHACCP導入率が低位に留まっている状況を踏まえ、飛躍的に導入が拡大する方策を講じるべきではないか。
- 放射性物質への対応については引き続き、適切に実施すべきではないか。
- 今回の冷凍食品への農薬混入のような事案発生を防ぐ観点（生産者・食品事業者の食品防御（フードディフェンス）の意識向上・実施）から、関係省庁が連携し、国としてどのような対策が必要か検討するべきではないか。

*1: 農林水産省調べ *2: 平成18年度「食品産業動向調査」、平成22年度以降「食品産業におけるHACCP手法の導入状況実態調査」（農林水産省調べ） *3: 農林水産省政策評価結果書（平成25年11月）

食品表示の適正化等（基本法第16条第1項）

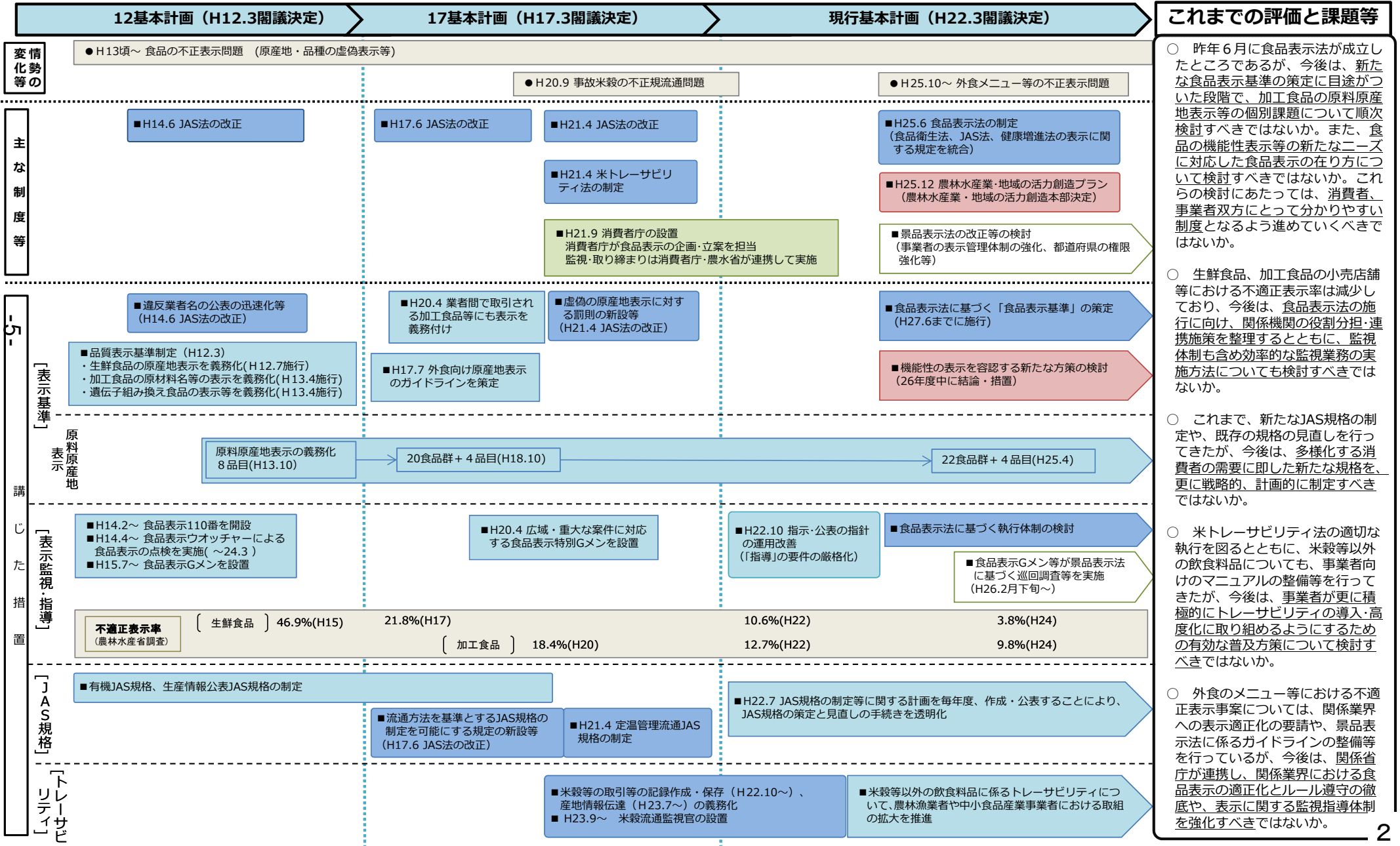
○ 食料・農業・農村基本法（平成11年）

（食料消費に関する施策の充実）

第16条 国は、食料の安全性の確保及び品質の改善を図るとともに、消費者の合理的な選択に資するため、食品の衛生管理及び品質管理の高度化、食品の表示の適正化その他必要な施策を講ずる。

○ 現行基本計画の概要

- ・ 消費者にとって分かりやすい食品表示のあり方について検討
- ・ 加工食品における原料原産地表示の義務付けを着実に拡大
- ・ JAS規格の策定と見直しの手続の透明化を積極的に推進、新たな規格について検討し、可能なものからJAS規格化
- ・ 農林漁業者等におけるトレーサビリティの取組の拡大 等



食料消費の改善等（基本法第16条第2項）

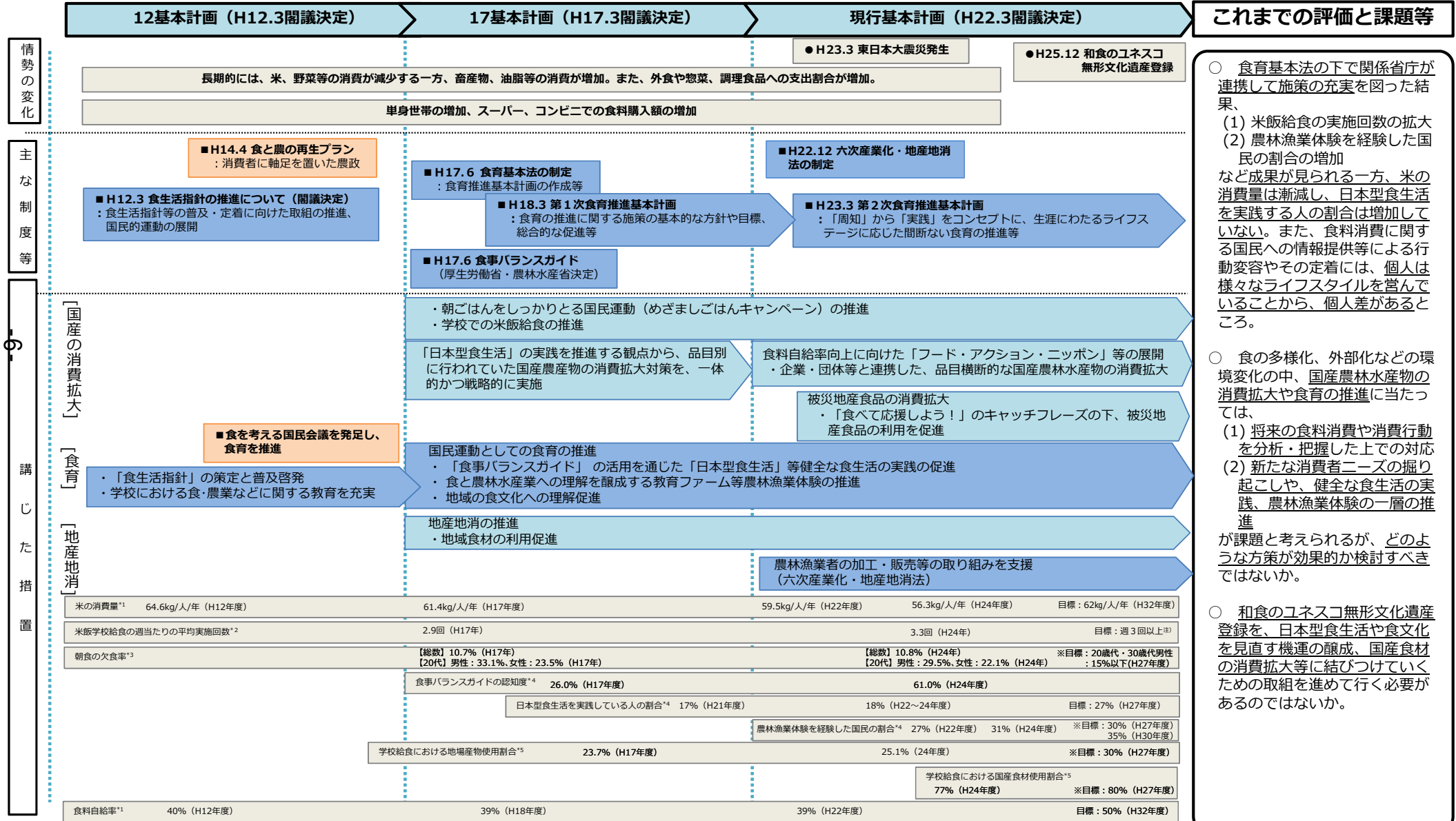
○ 食料・農業・農村基本法（平成11年）

（食料消費に関する施策の充実）

第16条第2項 食料消費の改善及び農業資源の有効利用に資するため、健全な食生活に関する指針の策定、食料の消費に関する知識の普及及び情報の提供その他必要な施策を講ずる。

○ 現行基本計画の概要

- ・朝ごはんの摂取促進や米飯学校給食の推進等を通じた米等の消費拡大
- ・日本型食生活の推進をはじめ、食生活や生産・流通現場における食育を推進
- ・学校給食、外食・中食事業者等との連携を通じた地場農産物の利用拡大を推進 等



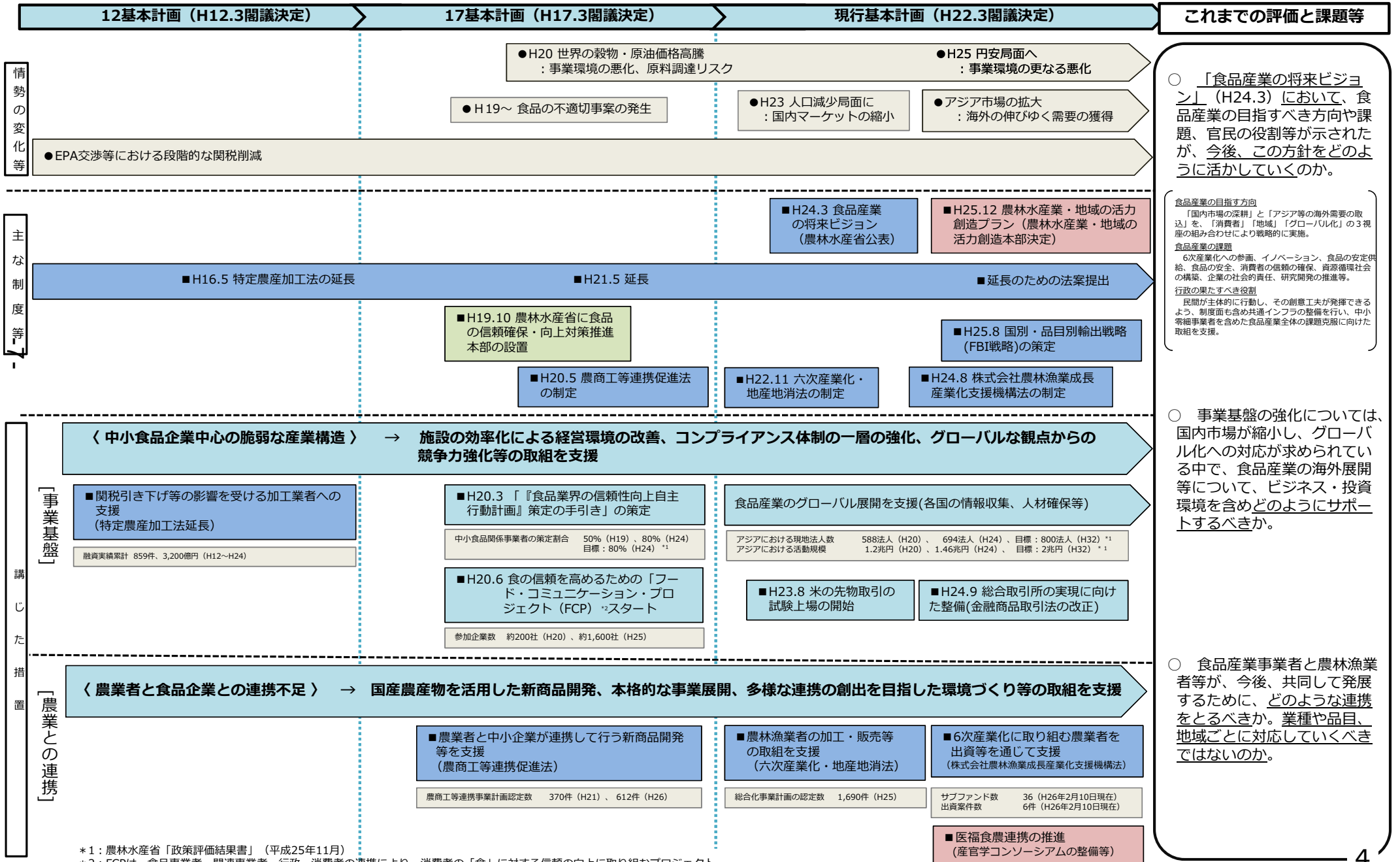
これまでの評価と課題等

- 食育基本法の下で関係省庁が連携して施策の充実を図った結果、
 - (1) 米飯給食の実施回数の拡大
 - (2) 農林漁業体験を経験した国民の割合の増加
 など成果が見られる一方、米の消費量は漸減し、日本型食生活を実践する人の割合は増加していない。また、食料消費に関する国民への情報提供等による行動変容やその定着には、個人は様々なライフスタイルを営んでいることから、個人差があるところ。
- 食の多様化、外部化などの環境変化の中、国産農林水産物の消費拡大や食育の推進に当たっては、
 - (1) 将来の食料消費や消費行動を分析・把握した上での対応
 - (2) 新たな消費者ニーズの掘り起こしや、健全な食生活の実践、農林漁業体験の一層の推進
 が課題と考えられるが、どのような方策が効果的か検討すべきではないか。
- 和食のユネスコ無形文化遺産登録を、日本型食生活や食文化を見直す機運の醸成、国産食材の消費拡大等に結びつけていくための取組を進めて行く必要があるのではないか。

*1: 農林水産省「食料需給表」、*2: 米飯給食実施状況調査(文部科学省)、*3: 厚生労働省「国民健康・栄養調査」(【総数】は1歳以上での平均、H24年の【総数】は「平成24年国民健康・栄養調査結果の概要」から農林水産省において推計)
 *4: 「食事(バランスガイド)認知度及び参考度に関する全国調査(平成21~22年度)」、「食生活及び農林漁業体験に関する調査結果」(平成23~24年度)
 *5: 文部科学省「学校給食における地場産物の活用状況調査」(学校給食の地場産物使用割合: 学校給食の献立に使用した総食品数のうち、県内産の食品数の割合。学校給食の国産食材使用割合: 学校給食の献立に使用した総食品数のうち、国内産の食品数の割合)
 注) 週3回以上の地域や学校については、週4回などの目標設定を促す
 ※は第2次食育推進基本計画における目標値

食品産業の健全な発展 - 食品製造業 - (基本法第17条関係)

- **食料・農業・農村基本法 (平成11年)**
(食品産業の健全な発展)
第17条 食品産業の健全な発展を図るため、事業活動に伴う環境への負荷の低減及び資源の有効利用の確保に配慮しつつ、事業基盤の強化、農業との連携の推進、流通の合理化その他必要な施策を講ずる。
- **現行基本計画の概要**
 - ・フードチェーンにおける事業者間の連携した取組の推進や国内市場の活性化
 - ・海外展開による事業基盤の強化
 - ・食品産業全体の将来展望や課題について官民で認識を共有し、それぞれの役割分担を踏まえた対応方向を明らかにする「食品産業の将来方向(仮称)」を策定 等



*1: 農林水産省「政策評価結果書」(平成25年11月)

*2: FCPは、食品事業者、関連事業者、行政、消費者の連携により、消費者の「食」に対する信頼の向上に取り組むプロジェクト

食品産業の健全な発展 - 食品流通業・外食産業 - (基本法第17条関係)

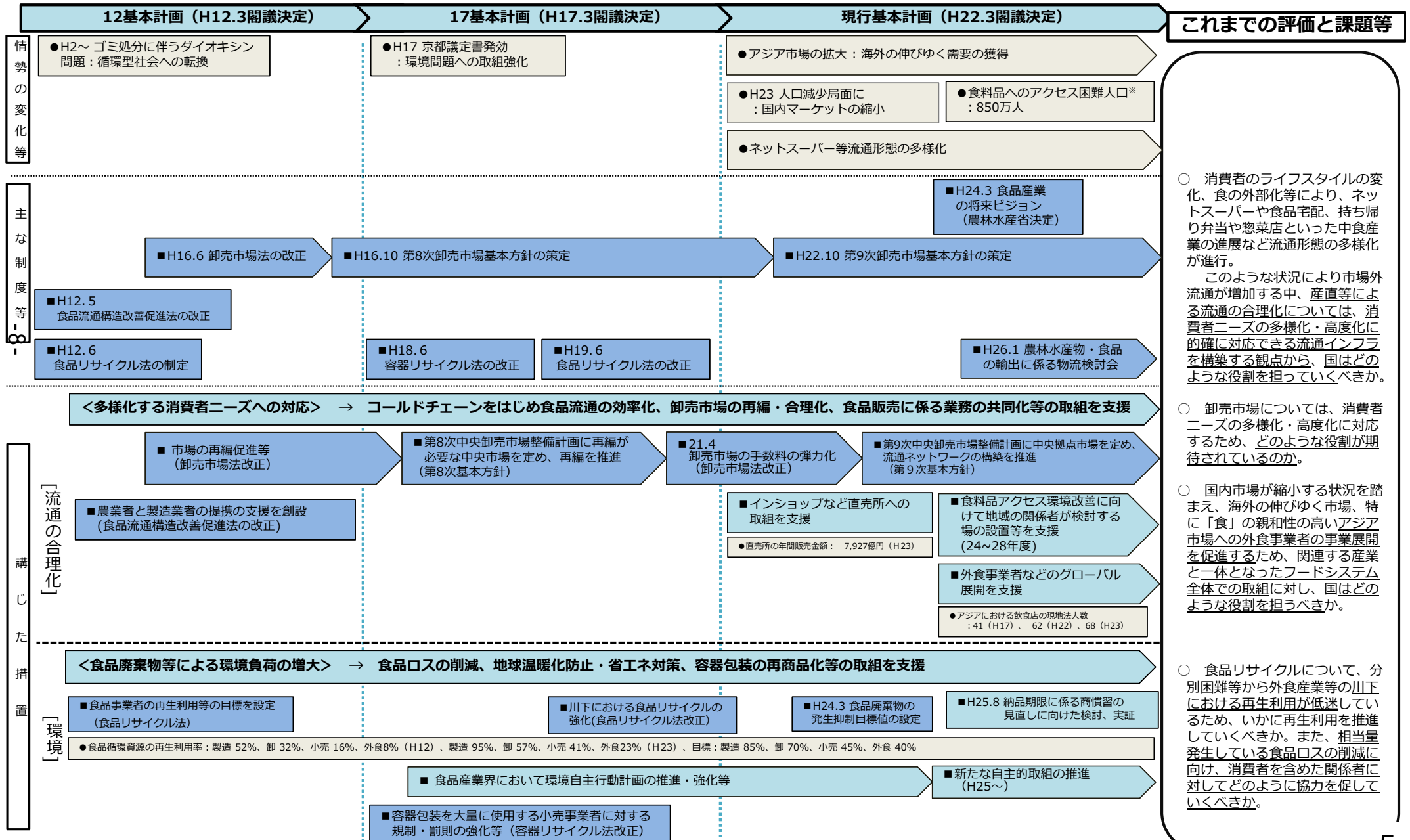
○ 食料・農業・農村基本法 (平成11年)

(食品産業の健全な発展)

第17条 食品産業の健全な発展を図るため、事業活動に伴う環境への負荷の低減及び資源の有効利用の確保に配慮しつつ、事業基盤の強化、農業との連携の推進、流通の合理化その他必要な施策を講ずる。

○ 現行基本計画の概要

- ・フードチェーンにおける事業者間の連携した取組の推進や国内市場の活性化
- ・海外展開による事業基盤の強化
- ・食品産業全体の将来展望や課題について官民で認識を共有し、それぞれの役割分担を踏まえた対応方向を明らかにする「食品産業の将来方向(仮称)」を策定 等



これまでの評価と課題等

- 消費者のライフスタイルの変化、食の外化等により、ネットスーパーや食品宅配、持ち帰り弁当や惣菜店といった中食産業の進展など流通形態の多様化が進行。
このような状況により市場外流通が増加する中、産直等による流通の合理化については、消費者ニーズの多様化・高度化に的確に対応できる流通インフラを構築する観点から、国はどのような役割を担っていくべきか。
- 卸売市場については、消費者ニーズの多様化・高度化に対応するため、どのような役割が期待されているのか。
- 国内市場が縮小する状況を踏まえ、海外の伸びゆく市場、特に「食」の親和性の高いアジア市場への外食事業者の事業展開を促進するため、関連する産業と一体となったフードシステム全体での取組に対し、国はどのような役割を担うべきか。
- 食品リサイクルについて、分別困難等から外食産業等の川下における再生利用が低迷しているため、いかに再生利用を推進していくべきか。また、相当量発生している食品ロスの削減に向け、消費者を含めた関係者に対してどのように協力を促していくべきか。

※ 生鮮食料品販売店舗まで500m以上で、自動車を持たない人口 (出典：農林水産政策研究所「平成22年国税調査に基づく店舗まで500m以上の人口・世帯数推計」)